実施要領

１　目的

荒尾総合文化センターへの再生可能エネルギー等の導入により、平時の温室効果ガス排出を抑制するとともに、荒尾市防災計画に避難施設及び市庁舎が被災した際の災害対策本部の代替施設として位置付けられている当該施設に災害時等の系統電力が遮断された際のＢＣＰ対策としてのエネルギーを確保するため、太陽光発電設備及び蓄電池を設置することについて、実施設計及び施工業務を委託する事業者を企画提案方式により公募するものである。

２　委託業務の概要

⑴　業務名称

　荒尾総合文化センター太陽光発電設備及び蓄電池設置業務

⑵　業務内容

別添要求水準書及び特記仕様書のとおり

⑶　契約方法

随意契約（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号）により締結する。

⑷　履行期間

契約締結の日から令和３年１月１５日（金）まで

　⑸　見積限度額

１１５，１５０，０００円（消費税及び地方消費税を含まない。）

３　提案資格

応募者は、次の資格要件を全て満たさなければならない。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合がある。

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４（同令第１６７条の１１において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。

⑵　国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間中でないこと。

⑶　荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成２４年告示第３６号）第３条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。

⑷　国税及び地方税を滞納していないこと。

⑸　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続中でないこと。

⑹　事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

⑺　２に示す業務について、同様の業務又はそれらに類する業務（以下「本業務と類似する業務」という。）について、平成２２年度から本件公告日までに完了した実績が３件以上あり、かつ、平成２９年度から本件公告日までに完了した別添特記仕様書に定める導入予定蓄電池に係る実績が１件以上あること。

４　事業者選定の流れ

⑴　一次審査及び二次審査の実施

参加表明書等の提出事業者が４者を超えた場合は、参加表明書等の内容に基づき一次審査（実績審査）を行い、上位４者について、二次審査（内容審査）を行う。なお、提案書の提出事業者が１者の場合でも、二次審査を行う。

⑵　契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表１のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、荒尾市の休日を定める条例（平成３年条例第１３号）に規定する市の休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

表１　契約締結までのスケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 期日 |
| 1 | 公告 | 令和2年8月25日 |
| 2 | 質問書の受付　　　　 第1回  ※参加資格に関する質問  (回答期限) | 令和2年8月25日 ～ 8月31日  (令和2年9月2日) |
| 3 | 現地視察  ※希望する事業者のみ | 令和2年9月2日 |
| 4 | 参加表明書等の提出 | 令和2年8月25日 ～ 9月4日【必着】  ※持参は午後5時まで |
| 5 | 一次審査  （参加資格審査・実績審査） | 令和2年9月7日 ～ 9月11日 |
| 6 | 提案書提出要請通知書の通知 | 令和2年9月11日までに発送 |
| 7 | 質問書の受付　　　　 第2回  ※業務内容に関する質問  （回答期限） | 令和2年8月25日 ～ 9月11日  ※随時回答  （令和2年9月18日） |
| 8 | 提出意思確認書の提出 | 令和2年9月18日【必着】  ※持参は午後5時まで |
| 9 | 提案書等の提出 | 令和2年9月25日【必着】  ※持参は午後5時まで |
| 10 | 二次審査  （内容審査） | 令和2年9月下旬 |
| 11 | 最優秀提案事業者の決定 | 令和2年10月上旬 |
| 12 | 契約締結 | 令和2年10月上旬～中旬 |

５　参加表明手続

　参加表明する者は、参加表明書（様式第１号）を１部提出するとともに、下記の添付書類を提出し審査を受けるものとする。なお、参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

⑴　添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

　　ア　会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可）

　　イ　直近年度の決算書

　　ウ　業務実績一覧（任意様式）

平成２２年度から令和元年度までの過去１０年間の業務実績のうち、本件業務と類似又は関連する業務を対象とする。また、業務実績一覧には、「発注機関名」「業務名」、「契約金額（消費税抜き）」、「業務の概要」を記載し、契約書の写し及び契約内容が確認できる資料（テクリス・特記仕様書等）を添付すること。なお、対象として記載する件数は、最大１０件とする。

　　エ　配置予定技術者（任意様式）※次の項目を必ず記載すること。

①　業務経験年数

②　業務に関連する保有資格(資格証の写しを添付)

③　本業務と類似する業務実績　※最大５件を記載

　　オ　納税証明書（参加表明書提出の前３か月以内に発行された証明書で、令和元年度の国税及び地方税（都道府県税）の未納がないことを示すもの）

　　　・国税（法人税及び消費税）の未納のない証明（写し可）

　　　・都道府県所管の法人事業税、法人住民税及びその他都道府県税の未納のない証明（写し可）

　　カ　商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の前３か月以内に発行された証明書）

　　キ　誓約書及び役員名簿（別記様式第１号、別記様式第２号）

　⑵　参加表明書類の提出

　　　参加表明書類は、正本１部及び副本８部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、⑴の添付書類一式をつづり込み、正本のみ表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

　　　①　受付期間：令和２年８月２５日から同年９月４日までとする。持参の場合は市の休日を除く午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

　　　②　受付場所：事務局（総合政策課）

⑶　提案書の提出要請

　　　資格確認結果は、令和２年９月１１日までに提案書提出要請通知書（様式第２号）により発送する予定である。

⑷　提出意思確認書の提出

　　　提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思について、以下のとおり持参又は郵送により提出意思確認書（様式第４号）を提出すること。

ア　提出期限

令和２年９月１８日までとする。持参の場合は市の休日を除く午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

イ　受付場所

事務局（総合政策課）

６　質疑について

⑴　質問書の受付

ア　受付期間

①　参加資格に関する質問：令和２年８月２５日（火）～同月３１日（月）

②　業務内容に関する質問：令和２年８月２５日（火）～同年９月１１日（金）

イ　提出方法

　本業務について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「プロポーザル方式による事業者選定に係る質疑」とすること。また、参加資格に関する質問と業務内容に関する質問とは分けて提出するものとし、質問書（別記様式第３号、別記様式第４号）により提出すること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。ただし、期限内に電話で質問書到着の有無を確認することは差し支えない。

⑵　回答

ア　回答予定日

①　参加資格に関する質問：令和２年９月２日（水）

②　業務内容に関する質問：令和２年９月１８日（金）

イ　回答方法

　　　　回答予定日までに市ホームページにて回答を公開する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うため、全てに回答するものではない。

７　提案書等の提出

⑴　提出書類

提出意思確認書を提出した者は、下記の書類を提出すること。また、提案書提出要請通知書を受けた後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、提出する副本には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

　　ア　提案書（様式第３号）１部

　　イ　提案事項（任意様式・枚数制限なし）正本１部、副本８部

　　　※提案事項に添付する資料については、要求水準書を参照すること。

　　ウ　見積書（任意様式、消費税抜き）１部

※次の事項を記載し、封入封緘して提出すること。

①　業務名称

②　提出者の所在地・名称・代表者名

③　見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

　　エ　提案内容を説明する動画を収録したＣＤ、ＤＶＤ等（以下「ＣＤ等」という。）　７枚

　　　※説明（収録）時間は、１５分以内とする。

⑵　提出期限及び提出方法

　　①　提出期限：令和２年９月２５日（金）

　　②　受付場所：事務局（総合政策課）

　　③　提出方法：持参又は郵送。持参の場合は、市の休日を除く午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は、事務局まで、期限内に必着とする。

８　一次審査（参加資格審査・実績審査）

　　参加表明書類に基づく参加資格審査を実施する。なお、提案書の提出者数が４者を超える場合には、評価委員会により、参加表明書類に基づく実績審査を実施する。

⑴　審査予定時期

　令和２年９月７日（月）～ 同月１１日（金）

⑵　評価方法

１０の評価基準に基づき企業及び配置予定技術者の実績について評価する。なお、提案書の提出者数が４者以下の場合には、二次審査において実績審査を実施する。

９　二次審査（内容審査）

提案書等の内容審査及び提案者による提案内容説明の審査を二次審査とし、評価委員会にて評価点を付し、その順位を決定する。

また、提案書等の提出において提案書等に虚偽の記載があった場合又は提案書等の内容が明らかに本件仕様を満たしていない場合は失格とする。

なお、荒尾市プロポーザル方式事業者選定実施要綱（平成２４年告示第１２８号）第１６条に規定するプレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染拡大防止という観点に鑑み、７⑴エに示すとおり、提案内容を説明する動画を収録したＣＤ等の視聴により実施するものとする。提案者は、評価委員会から事務局を通じて、電子メール等により提案内容に対する質問を受けた場合は、指定された期日までに回答すること。

　⑴　審査予定時期

　　　令和２年９月下旬

　⑵　評価方法

１０の評価基準に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価する。

１０　評価基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査  項目 | | 細事項 | 配点 | 着眼点 |
| 実績 | | 過去１０年の業務実績 | 10 | ※資格要件（過去１０年類似案件３件以上かつ過去３年本件蓄電池導入実績１件以上）  十分な実績を持ち、かつ、その業務内容が本業務にいかされると判断する場合は優位に評価する。 |
| 配置予定技術者の実績 | 5 | 配置予定技術者が十分な実績を持ち、かつ、その業務内容が本業務にいかされると判断する場合及び配置予定技術者に本業務にいかされる専門的な資格がある場合は優位に評価する。 |
| 実施  方針 | | 業務工程及びスケジュール | 10 | 業務工程が具体的に設定され、スケジュールに妥当性がある場合及び業務履行期間内における効率的な業務遂行のための工程上のポイントや留意点が具体的に示されている場合は優位に評価する。 |
| 業務実施体制 | 5 | 各配置予定技術者等の役割分担やバックアップ体制が具体的である場合は優位に評価する。また、市との連絡体制が具体的である場合は優位に評価する。 |
| 企画提案書 | 業務内容 | システム等の構築方法等について（運用方法等含む。） | 30 | 自立運転時のシステム構成について、７２時間継続して特定負荷に電力を供給するための効率的な方法及びエネルギーマネジメントの効率的な方法が示されている場合は優位に評価する。 |
| 太陽光発電設備の工法等について | 10 | 効率的な発電量が見込まれる配置案や安全な工法が具体的に示されている場合は優位に評価する。 |
| 蓄電池設備の工法等について | 10 | 電機設備との連結など施設管理上、効率的な配置案や安全な工法が示されている場合は優位に評価する。 |
| 荒尾市内の事業者の活用等 | 20 | 荒尾市内の事業者への発注予定など、荒尾市経済への貢献策が具体的に示されている場合は優位に評価する。 |

１１　最優秀提案事業者の選定等

評価委員会において決定した順位の結果及び提案価格の評価を、プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。

審査会における評価に当たっては、次の算定方法によって提案価格及び技術評価（一次審査と二次審査の合計点：１００点満点）を基に審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。提案者の評価点数（小数点以下第１位まで算出、小数点以下第２位以降切捨て）が同点となった場合は、「技術評価」の評価が高い提案者を上位とし、「技術評価」の点数についても同点である場合は、審査会の協議により決定する。

|  |
| --- |
| 技術評価に係る評価点数×70　　　　最も低い見積価格×30  ＋  評価点数  ＝  　　　　　　　　　　　　　　　100　　　　　　　　　　　 提案者の見積価格  ※小数点以下第１位まで算出（小数点以下第２位以降は切捨て） |

上記審査会における最優秀提案事業者の候補者の決定を踏まえて、市長が最優秀提案事業者を決定する。

最優秀提案事業者にあっては採用決定通知書（様式第７号）により、その他の者にあっては不採用決定通知書（様式第８号）により通知する。

１２　最優秀提案事業者の決定後の手続

⑴　決定した最優秀提案事業者との間において契約交渉を行う。

⑵　契約交渉に際して、契約内容等詳細について協議を行う。

　⑶　契約締結における契約内容は、提案書等（提出されたＣＤ等における説明内容等を含む。）に基づくものとする。

⑷　最優秀提案事業者との契約交渉の結果、契約締結に至らなかったときは、次点の者を最優秀提案事業者とし、この者との間において契約交渉を行う。この場合においては、上記⑵及び⑶を準用し、契約交渉を行う。

１３　結果の公表

荒尾市ホームページにおいて、次の事項を公表する。なお、電話等による問合せには、一切応じない。

⑴　最優秀提案事業者の決定後

　　ア　業務の概要

①　件　名

②　業務内容

イ　最優秀提案事業者の所在地、商号（名称）及び代表者氏名

⑵　契約締結後

　　ア　契約金額

　　イ　評価委員会及び審査会における審査の概要

　　ウ　その他必要な事項

１４　現地視察

　本業務に係る現地視察については、下記のとおり実施する。

　⑴　日時

　　令和２年９月２日（水）　午前９時～午後５時

　　※１事業者当たり９０分以内を想定

　⑵　対象

　　現地視察を希望する事業者

　⑶　申込み方法と留意事項

現地視察を希望する事業者は、令和２年８月２５日（火）から同月３１日（月）までに下記事務局宛て電子メールにより視察希望の時間帯を複数示した上で日程調整を行うこと。現地視察の際、視察の範囲等については、事務局担当者の指示に従うこと。指示に従わない場合は、当該プロポーザルへの参加を認めない場合があることに留意すること。

１５　その他

⑴　提案書の作成及び提出並びに説明（提案者が行うプレゼンテーションを含む。）に要する費用その他本件公募型プロポーザル方式による事業者選定に参加するための費用は、全て提案者の負担とする。

⑵　本件に関する書類等の提出が郵送である場合、提出先における受理確認の有無は、提出事業者から電話で行うものとする。確認がなく期限内に事務局が受理していない場合は、提出された書類等が無効になる場合がある。

⑶　本件に関して提出された書類等の提出後の修正又は変更は認めない。また、提出された書類等は返却しない。

⑷　本件に関して提出された提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、荒尾市において必要と判断した場合は、提案書の複製及び内容を無償で使用できるものとする。

⑸　本件に関して提出された提案書等は、荒尾市情報公開条例（平成１３年条例第１７号）に基づく開示請求の対象となる。

⑹　最優秀提案事業者の決定後において、仕様書等の内容について疑義が生じた場合は、協議により変更ができるものとする。

⑺　企画提案は、１提案者につき１案とする。

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

　　　　部署名　荒尾市　総務部　総合政策課

　　　　住所　　〒864-8686　熊本県荒尾市宮内出目390番地

　　　　電話番号　0968-57-7622　　ファックス　0968-64-0940

　　　　電子メール　[sougouseisaku@city.arao.lg.jp](mailto:sougouseisaku@city.arao.lg.jp)